

事 務 連 絡  
平成 27 年 1 月 29 日

各都道府県・指定都市・中核市  
子ども・子育て支援新制度担当課 御中  
保 育 担 当 課

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局 保育課

保育所や認定こども園等を現に利用している児童の取扱いについて（事務連絡）

平成 27 年 4 月から施行される子ども・子育て支援新制度においては、保育所、認定こども園、児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）を利用する際には、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 20 条第 1 項の規定に基づき、支援法第 19 条第 1 項第 2 号又は同項第 3 号の区分に係る認定（以下「保育認定」という。）を受けた上で、新たに、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項の規定に基づき、市町村による利用調整を経て、利用が決定されることとなります。

現に、保育所や認定こども園を利用している児童についても、市町村において保育認定を行った上でその利用を決定する必要がありますが、これらの施設で提供される教育・保育については、安定した環境で子どもの心身の健全な発達を促す観点から、一貫して継続的な環境でそれらを受けることが望ましいと考えられることを踏まえ、市町村は、現在利用している施設を継続的に利用することを保障することが適当です。

また、現在、認可外保育施設に利用しており、当該施設が保育所等に認可された場合についても、上記の観点から、市町村は、現在利用している施設を継続的に利用することに配慮することが望ましいと考えられます。

さらに、現に市町村域を超えて保育所や認定こども園を利用している場合については、当該市町村間での調整が必要になりますが、市町村域を超えてもな

お、上記の観点を踏まえることが適当であり、居住地市町村が正当な理由なく、現に利用している他市町村に所在する保育所や認定こども園の利用の継続を拒むことは適当でないと考えられ、また、施設所在地市町村においても、当該保育所や認定こども園の利用の継続に適切に配慮することが望ましいと考えられます。

都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）に対し、上記に示した趣旨を踏まえ、市町村において適切な運用が行なわれるよう、本事務連絡を周知していただくとともに、支援法における都道府県の役割を踏まえ、必要に応じ市町村に対する助言や市町村間の調整を図っていただきますようお願いいたします。